

Ⅳ 藤女子大学学生懲戒に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、藤女子大学学則第 39 条、第 40 条及び藤女子大学大学院学則第 44 条に規定する懲戒に関する事項について定める。

(定義)

第 2 条 この規程による懲戒の対象となる者は、本学の学部学生、大学院学生、委託学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生、交流学生及び特別研究生（以下「学生」という。）とする。

2 対象となる期間は、学生が入学後から本学の学籍を有する期間とする。

(基本方針)

第 3 条 本学は、懲戒処分を受けた学生に対して、懲戒期間中及び懲戒解除後において教育的配慮に基づいた指導を行う。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となる行為の例及び判断基準については、別表に定める懲戒処分の事例（以下「事例」という）に準拠し、次の各号に示す該当学生の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 違法行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の違法行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び違法行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、事例に定める処分を加重軽減することがある。また、事例に掲げられていない違法行為についても、事例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(懲戒の種類)

第 5 条 懲戒の種類は、次の通りとする。

- (1) 譴責（けんせき） 学生の行った行為について反省を求め、二度と同じ行為がないように、口頭により注意する。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び大学施設の使用、課外活動等を禁止する。
 - (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学期間は無期停学または有期停学とし、有期停学の場合は 6 ヶ月以内とする。
- 3 停学期間は、在学年限に含め、修業年限に含まない。ただし、1 月を超えない場合に

は、修業年限に含めることができる。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

(厳重注意)

第 6 条 学生部長、教務部長、当該学生が所属する学部長及び研究科長は、懲戒に相当しない場合でも、教育的配慮として厳重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第 7 条 懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合は、学部長又は研究科長は、慎重かつ速やかに当該事案に関する事実調査を行わなければならない。

2 学部長又は研究科長は、前項に定める事実調査を行うため、調査委員会を設置しなければならない。

3 調査委員会は、次の各号に定めるものをもって構成する。

- (1) 当該学生が所属する学部長又は研究科長
- (2) 学生部長
- (3) 教務部長
- (4) 当該学生が所属する学科主任又は専攻主任
- (5) その他、必要に応じて委嘱する若干名

4 調査委員会の委員長は前項第 1 号がこれにあたり、前項第 5 号は、委員長が委嘱する。

5 委員長は、調査を進めるにあたっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。

7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

8 調査委員会は、調査終了後、調査報告書及び懲戒処分案を作成し、その案について教授会または研究科委員会において審議し、その結果を学長に具申する。

9 懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為のうち、ハラスメントに該当する場合の調査等は、藤女子大学ハラスメントガイドライン及び藤女子大学ハラスメント人権侵害調査委員会規程に基づいて行うものとする。

(懲戒の決定及び通知)

第 8 条 懲戒は、教授会または研究科委員会の具申をもとに学長が決定する。

2 学長は、学生に対し、懲戒の種類、内容及びその理由を文書により通告する。

3 学長は、懲戒処分を行ったときは、該当学生の保証人にその旨を通知する。

(公示)

第 9 条 学長は、懲戒処分を行ったときはその旨を速やかに公示しなければならない。

2 公示する事項は、所属、学年、氏名、懲戒の種類、懲戒の期間、懲戒の理由とする。

- 3 公示期間は1週間とする。
- 4 特段の事情がある場合、調査委員会の審議を経て、学長は第2項の内容の一部又は全部を公示しないことができる。

(懲戒の記録)

第10条 懲戒処分については、学籍簿に記録する。

(不服申し立て)

第11条 懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申し立てをすることができる。

- 2 不服申立書には不服理由を記載して、学長に提出する。
- 3 学長は、前項の不服申立があった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 4 委員会は、次の各号に定めるものをもって構成する。
 - (1) 副学長 1名
 - (2) 不服申立を行った学生が所属する学部以外の学部長もしくは研究科長
 - (3) 不服申立を行った学生が所属する学部以外または専攻以外の各学科主任もしくは専攻主任
- 5 委員会の委員長は前項第1号がこれにあたる。
- 6 委員会が必要と認める場合には、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 7 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 8 不服申立をした学生は自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。
- 9 委員会は、懲戒処分が相当とする場合には、不服申立を却下し、懲戒処分が相当でないとする場合には、処分の取り消し、又は変更を学長に具申する。ただし、懲戒処分を重く通知することはできない。
- 10 学長は、委員会の結果を速やかに当該学生に通知する。
- 11 学長は、懲戒処分の内容を変更したときには、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(学籍の異動)

第12条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を保留する。

- 2 休学中の学生が停学処分となったときは、休学を取り消す。
- 3 停学期間中の学生が退学を申し出た場合は、これを認めることがある。

(停学期間中の指導)

第13条 当該学生が所属する学部長、研究科長及び学科主任、専攻主任は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第 14 条 停学について当該学生が所属する学部長又は研究科長は、当該学生の反省の程度、学習意欲等を勘案し、その解除が妥当と判断した場合は、学長に期間の短縮または解除を申し出ることが出来る。

2 学長は、学部長又は研究科長の申し出に基づき、教授会又は研究科委員会の具申を経て、期間の短縮又は解除を決定する。

3 無期停学の解除は、処分開始日から 6 ヶ月以上経過しなければ行うことができない。

4 期間を短縮または解除したときは、該当学生の学籍簿にその旨を記載するものとする。

(守秘義務)

第 15 条 懲戒処分手続きに関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任期中において知り得た事項を、正当な理由なく他言又は私事に利用してはならない。

(事務の所管)

第 16 条 この規程に関する事務は、学生課又は教務課が行う。

附 則

1 この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

2 文学部懲戒委員会規程（平成 7 年 4 月 1 日）及び人間生活学部懲戒委員会規程（平成 7 年 6 月 1 日）は、これを廃止する。

別表（第4条関係） 懲戒処分の事例

区分	行為の内容		懲戒の標準
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合		退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為		停学又は譴責
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		譴責
社会的迷惑行為	本学内のみならず、本学外において社会的迷惑行為があった場合 (例. 公序良俗に反するソーシャルネットワークの利用、公共交通機関における不快行為)		停学又は譴責
違法行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為		退学、停学又は譴責
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠 (例. 許可なく部室や研究室等に侵入する、教室の目的外使用)		退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等 (例. 物品の破損、校舎内の落書き)		停学
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等 (例. 学生間における暴力、脅し、いじめ)		退学、停学又は譴責
	飲酒	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
		飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学
		未成年者の飲酒行為や、未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要した場合	停学又は譴責
交通事故等	未成年で喫煙の行為をした場合		停学又は譴責
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合		退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合		退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		停学又は譴責
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合		停学
犯罪行為	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合		停学又は譴責
	強盗、殺人等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為		退学
	傷害行為		退学又は停学
	薬物犯罪行為		退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為		退学又は停学
	性に関わる迷惑行為および犯罪行為		退学又は停学
	ストーカー行為		退学又は停学
犯罪行為	コンピュータ又はネットワークにおける犯罪行為		退学又は停学